

職員以外の者の費用弁償について（例規通達）

平成10年 6 月16日

本部（会）第21号

〔沿革〕 平成18年 3 月本部（機改）第22号、19年11月本部（会）第71号、令和 8 年 3 月第 8 号改正

職員以外の者の費用弁償については、県職員以外の者の費用弁償等に関する条例（昭和25年新潟県条例第42号）に定めるもののほか、下記のとおり行うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、職員以外の者の費用弁償について（平成元年12月14日付け本部（会）第63号）は、廃止する。

記

1 支給対象者

県職員以外の者で県警察の依頼又は要求に応じて旅行をした者

2 支給額

職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）に基づき、職員に支給される旅費の額に相当する額を支給する。ただし、旅行者が県警察以外の団体、機関等から旅費又は費用弁償を受けたときは、支給しない。

3 支給方法

口座振替を原則とする。ただし、口座振替ができない場合にあっては資金前渡し、新潟県資金前渡取扱規程（昭和57年新潟県告示第946号）第 9 条の規定により、1 週間以内に精算すること。この場合においてやむを得ない理由により、旅行者から領収書に受領印を得ることができないときは、署名を求めるとともに支払証明書を添付すること。

4 その他

職員以外の者については、在勤庁がないことから、住居地を基点として、交通費等の算出を行うこと。